

何とが当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長長の報告は終わりました。

これより委員長長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第七十一号について採決いたします。

本会本に対する委員長長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会本は、委員長長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十一号は、

委員長長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第七議案第七十二号昭和五十八年度福生市

一般会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本会本については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。まず総務委員長東田

正治君。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君) 御指名でございますので、議案第七十二号中歳入及び歳出予算のうち総務委員会所管分につきまして審査概要を御報告させていただきます。

なお、お手元御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

総務委員会に付託された部分は歳入全般と、歳出においては議会費、総務費の中の交通安全対策費、詔費、戸籍基本台帳費、統計調査費を除く総務費、工本費中の住宅費、教育費、予備費でございます。

おのれの担当課長より説明を受けた後に質疑に入りました。

委員より、普通交付税が大幅増税になったことは大変喜ばしいことであるが、当初予算では前年度より減となっている。今回の補正では三億二千四百万円という当初予算と比較して三五%増となっている。当初予算において消極的を号え方があったのではないか。あるいは財源隠しとなっているのではないかと号えられるが、どうか。

また当初予算において国の財政計画に基づいてマイナス四・九%の組み方をしたと思うが、にもかかわらず大幅増となったそれなりの理由は何か。

また交付税の中に八千万円の歳出関連の清掃配分金が増えているが、当初予算で説明はなかったと思う。この点についても伺いたい。

また用品調達基金の運用の実態を伺いたい。

次に、また昨今、政府も減税について種々検討されていると言われているが、もし住民税が減税された場合、市税はどのぐらいの減税となるのか等々の質問が出されました。

まず当初予算では前年より減となっていて三五%の増となった、その

消極的を号えではないかとの質問に対しては、当初予算を査定する段階では国や都の基準が前年度より四・九%減額になっているのでそれを号慮して昨年実績より下げて交付税を算出した経緯がある。税收等の関連において五十七年から五十八年度の税收の伸びがない関係で必然的に普通交付税が多くなるわけで、結果的には消極的であったと思う、こういう答弁がなされました。また財源の隠しになっているのではないかとの質問に対しては、当初予算の際は国や都の指導のもとに予算をつくられたわけで、意識的にそういうふうになったのではない、このよう
な答弁がなされました。

次に、国の財政計画に基づいて組んだにもかかわらず大幅増となったその理由は何かという質問に対しては、一つには需要額の方で種地の改正が七月に行われた点、もう一点は、収入の方で市民税の所得割あるいは譲渡所得が少なく全体的に収入の伸びがなかったという二点がある。

三番目に西多摩衛生組合の配分金のことについては確かに当初予算には計上していない。これは毎年九月の段階で交付税の方で組んで、そして

歳出を組むようになっている。四市町の中で、この市町で西多摩衛生組合の事務を担当するが決まらないうと組むことはできない。今年も福生でということを受けなければならぬ。ですから当初予算では確定してない関係があるという答弁がありました。

用品調達基金の運用については実態を伺いたいの質問でございましたが、理事者の答弁は、用品は基金で集中購入をする事になったという。現在、市価の五割から六割の単価で購入をしている現状である。集中購入によって各課から伝票一枚一枚いたんだり契約をするという事務が省ける、長い間、基金三百万円で集中購入をしてきた関係で、今後さらに検討を加えていきたい、という答弁がございました。

次に、政府が大増徴税をやったとき、市税はどのくらい減税になるのかとの質問については、現在、政府の考え方は全部で一兆円の減税ということであるが、今年は手続的に市町村民税は減税が無理だと思つたので減額は見ていないとの答弁がございました。

さらに委員より、固定資産税の中の交付金で評価額の増という説明が

あったが、さらに詳しく説明を願いたいの質問が出されました。

理事者から、大蔵省の評価額のアップというのは従来の評価額が平方メートル当たり一千二百七十六円と低額で出たので、それでは余りにも低いという事で異議申し立てをした結果、平米当たり一万三千八百十三円に訂正された。また評価がえは国有財産全般が五年に一度ある。五十七年に評価がえがあったので次には六十一年度になるとの答弁があり、歳入の質疑を終わりました。

次に歳出全般について、理事者より説明を受けた後に質疑に入りました。

委員より、教育の備品購入費では、六小と一中の楽器の購入という事だが、他の小中学校の楽器の不足分についてはどのような計画があるのか。また六月期期末手当の支給額は六月定例会で決めて、その予算は今定例会でつじつまを合わせる、そういうようなことをやっているけれども、他市でも同様なことをしているのか。

財政調整基金の積立金二億七千万円の補正を組んだ根拠は何か。

わかざり会館のガス管の布設が工事の内容について伺いたいとの質問が
出されました。

まず楽器の購入については、六小については生徒や父兄がびひ吹奏楽を実施
したいとの申し出があり、一中においては三年前からブラスバンドを結成をしている。
部員数もふえて楽器が不足しているので計上した次第である。ほかの学校に
ついても申し出があれば逐次充実をしていきたいとの答弁がなされました。

次に六月期の期末手当は六月定例会で決めて、予算は九月の定例会で
計上するというのはどうかとの質問に対しては、昨年の実績に基づいて組
むことに對しては国や郡のいろいろな制限が出されており、したがって、国・郡並
みに組んだことから計数が上がる場合はどうしても九月で補正をお願いする
ことになる。期末手当は今回ばかりでなく、最近の例としては時限的な係数
になっているので国の基準以外に組みにくい。また他市でも当初予算では
国基準で組んでいると思う。したがって、補正を組むわけであるが、時期につ
いてはしばらくで、九月もあれば七月もあるとの答弁がございました。

財政調整正基金の二億七千万円の補正の根拠については、理事者より、下水

道会計の繰出金が今後まだまだ増加していくと公債費は年々ふえていくと。
下水道の使用料だけでは当然賄えなくなるので、そのようなときには財政調整
基金を繰り出すなければならぬ。いま一つは、一般会計の公債費も六億円
くらいある。この償還金は義務経費なので、これらを考えたと公債費程
度は財政調整基金として積み立てる必要がある。また、国庫補助金から
生活保護、児童福祉等についても市でいま二割持っているものを二割五分に
引き上げたいということも出ているので、これらの関係もあるので財政調整基金
に積み立てようとするものであるとの答弁がなされました。

次にわかざり会館のガス管の布設がえについての説明を求めた質問につ
いては、理事者より、検査の結果、ガス漏れが検出されたので、いまは一応使用して
ない。しかし、会館ではどうしてもエネルギーが必要なので消防法に触れない程度で
室内に五キロボンベを持ち込んで、そうして使用しているような状況である。この
ままの状態ではいけないので本格的にガス管を引きたいとの答弁がなされました。
委員より、六月期の期末手当については九月に補正することは好ましくないと
うに感ずるので、今後検討されてはどうかとの要望があったわけでございます。

その後、お諮りをいたしましたところ異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 次に建設委員長 加藤謹之助君。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名をいただきましたので、議案第七十二号について審査報告とさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。
(議案不審査報告書) 別添参照

当委員会に付託された所管分の建設関係の労働費、土木費、経済関係の総務費の統計調査費、農林水産業費、商工費でありまして、いずれも職員の人件費と道路新設改良費と交通安全施設費、緊急道路整備費の補正でありまして、理事者よりの説明があった後、質疑に入りませんでした。

委員より、交通安全都市宣言があるのに、道路標識が不完全でありかけ声だけではなく、いろいろな面で交通安全を充実してもらいたいという質問がありまして、これに対して、標識は案内標識、規制、警告、いろいろな標識があるが、規制関係については公安委員会が所管分であり、警告、案内については道路管理費が設置することになっているので、ただいま指摘されたように十分配慮して整備するとの答弁がありました。

お諮りしましたところ、全委員異議なく原案どおり可決するものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 次に厚生委員長 仲村清信君。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので、議案第七十二号のうち

厚生委員会所管分につきまして審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず本案審査に先立ち、市民課長、衛生課長、福祉事務所長からそれぞれの担当についての内容説明を受けた後、審査に入りました。

主な質疑の内容を申し上げますと、自主防災組織育成事業補助金について三件ほどの質問がありました。

第一として、この補助金では旗二本、ヘルメット十五個ずつを各町会に支給するとのことだが、町会の中には八十世帯にも満たないところ、また一千二百世帯を超える町会もあるが、同じ個数を配るのかとの質問に対して、今後町会長とも相談して最終的な決定をしたいとの答弁がありました。

第二の質問として、この補助金は何回ぐらい来て、どんな方法で使ったか。これに対して、コミュニティー事業の助成金は大体次のようなものである。一般コミュニティー助成金、自主防災関係助成金、コミュニティーセンター等の建設関係等に分かれていて、いずれも二回ほど教育委員会の方の体育関係と文化関係の助成としてもらっている。昨年は町会関係の助成金としてもらい、今回は防災組織育成事業として受け、又は福祉関係の団体に差し上げた。

どうかと尋ねて、いるとの答弁がありました。

第三の質問として、消防司令車の購入要望を出しているが、どうなっているか。これに対して、この補助金はその対象が限定されており、消防指揮車については消防協会等の援助を当てたい。今後、財政担当者とも協議して努力したいとの答弁がありました。

次に交通安全対策費で寄附者が社団法人日本自転車工業会からであるが、この使途に関しては寄附者の趣旨に沿っているのかとの質問に対し、この助成の対象は自転車駐輪場の整理、管理、自転車の移動、保管、処分に関するものということであるので趣旨のとりの使途であるとの答弁がありました。

続いて、福生市人工肛門及び人工膀胱用器具並びに酸素購入費助成事業の実施関係で、予算上、人工肛門の関係で五人の予算計上であるが、それで賄えるのか。また酸素購入者補助については予算計上されて

いないが、該当者がいないのかとの質問に対して、現在、人工肛門関係は会員並びに電話紹介者等で五名であるが、十月の広報等でPRし、人数を把

抱し増員等があったならば補正で対応していきたい。それから生活保護受給者については生活保護の中で見ていきたい。また酸素購入者は、いまのところ、福生市には対象者はないが、医師が認定した場合、これらの方も助成の対象としていく。そのようなときには補正でお願いしたいとの答弁がありました。次に民間保育所建設費補助金に対する質問については、今回の補助はやよい保育園の厨房の改善費であって、現在のところ、他の保育所からの要望はないとの答弁がありました。

汚水排水処理施設管理委託料の補正についてその内容に関する質問がありました。これに對して、現在、月二回分の委託料を支払っているが、今回の補正は下水道等への切りかえがあり汚泥がふえており、月二回の処理では無理があるため三回に及ぼしたいという答弁がありました。

次に地方交付税清掃費配分金に関して、配分金が減ったのは処理量が減ったためとの質問に對し、今回の減額はゴミ処理施設の関係だが、五十六年、五十七年の二年間という事になっていた交付税の交付が打ち切られたためである。その額は一千五百七十二万三千円の減額である。それと公害防止事

業債が五十七年度までは利子だけが対象になっていたが、五十八年度からは元金も対象になるので七百八十三万四千円がふえた。その他調整率等の関係もあり、差し引くと今回の減となるとの答弁がありました。

以上のような審査の後にお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で各委員長長の審査報告は終りました。これより各委員長報告に對する質疑を行います。

○十一番(原 敏子君) 総務委員会の審査報告にちよつとお尋ねしたいんですが、委員長報告の中で、これ、報告書にも明記されてますが、異議ありという声があったというふうに聞きました。これはどういう点で異議ありというふうに申したのか、その反対の理由を聞かせてください。そういう審議されたか……。

○十七番(東田正治君) 自席から御答弁いたします。

いまの問題については一応採決に入った段階で異議があるという事で、委員会の質疑中にはその意見は述べられなかったと思います。

○議長(田村市郎君) ほかにありますせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

十一時十分まで休憩いたします。

午前十時五十八分 休憩

午前十一時十分 開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番 原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 議案第七十二号昭和五十八年度福生市一般会計

補正予算第二号について反対討論を行います。

本補正予算は歳入歳出それぞれ四億二千九百九十一万三千円の追加となり、
おり、歳入では地方交付税の増額補正で三億二千四百二十九万九千円と歳入の
大部分を占めております。歳出については福祉関係予算の増額や職員人件

費の増額などについてはもとより反対するものではありませんが、財政調整基金
金への積立金については賛成できるものではありません。

長く続く不況と六年間も所得税減税が見送られている中で市民生活
はますます苦しくなっており、福祉の充実や教育費の父母負担の軽減を求
める声は大きくなっていきます。たとえば、お年寄りの命と暮らしを守るために
有料化されたお年寄りの医療費の自己負担額を全額市で肩がわりした
としても財政調整基金への積立金の一〇%で実現できるのです。

このように本補正予算で基金に積み立てる二億七千万円を市民の命と
暮らしを守る立場から、この九月議会といえども当然予算措置すべきで
あるという事を強く申し述べまして、以上簡単ですが、私の反対討論とい
いたします。

○議長(田村市郎君) 次に賛成者、二十三番森田治男君。

(二十三番 森田治男君登壇)

○二十三番(森田治男君) 賛成討論を行わせていただきます。

本補正は、御案内のように、歳入にありましては先ほど委員長から報告が
ありましたとおり、地方交付税三億二千万円余りの増額と繰越金六千八百
万円余りの確定に伴うものが主なものでございます。歳出にありましては人件
費と財政調整基金費への積み立てが主なものでございます。

財政調整基金への二億七千万円余りの積み立ては、当初予算におきまして
二億八千万円の基金からの繰り入れが行われた分を本補正において積み立て
るものでございます。前年までに積み立てた基金を本年度使用してしまふの
では赤字団体への転落の危険もござります。本年はほぼ同額を積み立て
ることでござりますが、市民への行政サービスの低下を招かないことを前提に、
さらに冗費の節減を図りつつ将来を見つめながら今後においても積立金の
増額を図られんことを切望し、賛成討論といたします。(拍手)

○議長(田村市郎君) 以上で討論を終わります。

これより議案第七十二号について起立により採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

(賛成者起立)

○議長(田村市郎君) 起立多数であります。よって議案第七十二号は、各委員
長の報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第八議案第七十三号昭和五十八年度福生市国
民健康保険特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長か
ら報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので、議案第七十三号につ

きまして委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議事録審査報告書) 別添参照

まず、本案審査に先立ち、担当課長より補正予算の額等の説明を聞いた後、質疑に入りました。

今回の補正で四千万円程度予備費に繰り入れられたことは運営状況がよくなつたと思うが、今後の見通しはどうかとの質問に対し、当初、医療費の伸びを八・六％と見込んでいたが、これが七・二％程度の伸びであった。これから見通しについては老人保健法の一年間の推移等を見ないと国保会計にどのような影響があるかはっきりとした見込みが立たない状況である。また国の予算等によっても大きな影響を受けることもある。四千万円の予備費だが、この中から老人保健法の拠出金の精算もしなければならぬ。いろいろと考へたときに決して十分余裕があるとは思へない。先々国保財政に医療費がどのような影響を及ぼすかが大変不安な部分であるとの答弁がなされました。また老人保健法の見込みがある程度立つのではないかとこの質問がありました。

これに対し、四月から六月の国保医療の支出について現況説明がされ、金額的にはマイナスである現在を見たとき、五十八年度の当初予算で計上した範囲でおさめるのではないかと予測している。ただ医療費については、病気によっては一カ月で五百万円からの費用を必要とするものもあるので極端に医療費が増大することもある等の答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議事録第七十三号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。